

# 令和2年度電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習（学科）、試問の実施について

令和2年6月19日

「令和2年度電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習（学科）、試問」を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

本講習は電子制御装置整備を行う自動車特定整備事業を経営しようとする事業場の整備主任者として選任するための資格を取得するための講習です。

## 記

### 1. 受講資格

①、②両方の条件を満たし、電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者に選任される予定の方。

① 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習（実習）を受講した者または、当該講習（学科）の受講日までに、講習（実習）を受講する予定の者、及びそれと同等の講習を受講した者として講習実施機関より証明を受けた者。

② 以下に掲げるいずれかの自動車整備士の技能検定に合格した者

- ・ 一級二輪自動車整備士
- ・ 二級ガソリン自動車整備士
- ・ 二級ジーゼル自動車整備士
- ・ 二級自動車シャシ整備士
- ・ 二級二輪自動車整備士
- ・ 自動車電気装置整備士
- ・ 自動車車体整備士

### 2. 講習実施日及び会場

	日時	会場及び所在地
第1回	令和2年7月15日（水） 9時00分～12時00分	静岡県自動車整備振興会東部総合会館 沼津市原字女鹿塚3080
第2回	令和2年7月15日（水） 13時30分～16時30分	静岡県自動車整備振興会東部総合会館 沼津市原字女鹿塚3080
第3回	令和2年7月17日（金） 9時00分～12時00分	静岡県自動車整備振興会西部総合会館 浜松市東区白鳥町475-1
第4回	令和2年7月17日（金） 13時30分～16時30分	静岡県自動車整備振興会西部総合会館 浜松市東区白鳥町475-1
第5回	令和2年7月21日（火） 9時00分～12時00分	静岡県自動車整備振興会総合会館 静岡市駿河区中吉田10-36
第6回	令和2年7月21日（火） 13時30分～16時30分	静岡県自動車整備振興会総合会館 静岡市駿河区中吉田10-36
第7回	令和2年7月22日（水） 9時00分～12時00分	静岡県自動車整備振興会西部総合会館 浜松市東区白鳥町475-1
第8回	令和2年7月22日（水） 13時30分～16時30分	静岡県自動車整備振興会西部総合会館 浜松市東区白鳥町475-1
第9回	令和2年8月4日（火） 9時00分～12時00分	静岡県自動車整備振興会総合会館 静岡市駿河区中吉田10-36

第10回	令和2年8月4日(火) 13時30分～16時30分	静岡県自動車整備振興会総合会館 静岡市駿河区中吉田10-36
第11回	令和2年8月7日(金) 9時00分～12時00分	静岡県自動車整備振興会西部総合会館 浜松市東区白鳥町475-1
第12回	令和2年8月7日(金) 13時30分～16時30分	静岡県自動車整備振興会西部総合会館 浜松市東区白鳥町475-1
第13回	令和2年8月27日(木) 9時00分～12時00分	静岡県自動車整備振興会東部総合会館 沼津市原字女鹿塚3080
第14回	令和2年8月27日(木) 13時30分～16時30分	静岡県自動車整備振興会東部総合会館 沼津市原字女鹿塚3080

### 3. 受付時間

(1) 午前の一部

8時30分 ～ 9時00分

(2) 午後の一部

13時00分 ～ 13時30分

### 4. 申込方法

以下に示す申し込み受付時間内に、以下に示す必要書類をご自身が受講を希望する会場へ直接持参によりお申し込み下さい。(郵送でのお申し込みはお受け致しません。)

(1) 申し込み受付期間：第1回～第8回 6月22日～7月3日  
第9回～第14回 7月6日～7月17日

(2) 申し込み受付時間：8時30分～17時00分

(3) 必要書類

- ① 受講申請書(別紙1)
- ② 受講票(別紙2)
- ③ 自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面(自動車整備士合格証書又は自動車整備手帳等)の写し
- ④ 現に事業場において整備主任者として選任されていることを証する書面(③の書面がない方に限る)
- ⑤ 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習(実習)の受講証、またはそれと同等の講習を受講したことを証明する書類。(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習(実習)を同時に申し込む方は除く。)
- ⑥ 返信用封筒(A4サイズ、宛名記入済み、120円切手貼付済み)

### 5. 講習受講費用

無料

### 6. 講習当日の持ち物

- ・ 身分証明証(運転免許証等)
- ・ 筆記用具
- ・ マスク
- ・ テキスト(以下のURLよりダウンロード・印刷して持参してください。)  
<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/shizuoka/notification/20200303-2.pdf>

## 7. その他注意事項

- ・ 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習（実習）の受講については、各認定講習の実施機関にお問い合わせ下さい。
- ・ 各会場の受講可能人数には限りがあります。定員に達した場合、予告なく申し込み受付を締め切ります。
- ・ 講習当日の受付に間に合わなかった場合、または当日の持ち物に不足があった場合、講習の受講が認められない場合があります。
- ・ 試問に不合格となった場合、後日再試問を行いますが、再試問に不合格となった場合、実技講習及び学科講習の再受講が必要となります。
- ・ 駐車場内でのトラブルは一切の責任を負いません。
- ・ 本講習ではコロナウイルス感染拡大の防止について、最大限の配慮を行います。会場内でのマスク着用と、手洗い・うがいの励行についてご協力ください。

## 8. 問い合わせ先

中部運輸局静岡運輸支局整備担当

TEL : 054-261-7622

# 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書

## 【学科・試問・再試問】

静岡運輸支局長 殿

提出年月日(和暦) 年 月 日

道路運送車両法施行規則第 57 条第 7 号及び第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に掲げる講習(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習)の受講を申請します。

事業場(者)名		(対象者のみ記載) 認証番号	静第 号
氏名	Ⓜ	電話番号	— —
(※受講者) 住所	〒		生年月日(和暦)
整備士の種類	種類	合格年月日(和暦)	合格証書番号
		年 月 日	第 号
受講内容 該当に○	1. 学科	2. 試問	3. 再試問
受講希望日 (和暦)	年 月 日 第 回	年 月 日 第 回	年 月 日 第 回
学科受講状況 該当に○	1. 未受講 2. 受講済み	実習受講状況 該当に○	1. 未受講 2. 受講済み

【注意事項】

- ① 受付期間内に申請すること。なお、記載内容に虚偽があった場合には、受講を取り消します。
- ② 記載内容を修正する場合には、修正印を押印の上、記載すること。
- ③ 自動車整備士資格の取得を証明する書面の写しを添付すること。
- ④ 学科又は実習の講習が修了している場合、証明する書面の写しを添付すること。
- ⑤ 受講希望日時は、申請先の運輸支局等が公表した実施日を記載すること。
- ⑥ 押印することに代えて、署名することができる。

点線内は、記載しないこと

受講番号

第 520207

号

証明写真欄

【証明写真について】

受講票と同じ写真を貼付すること

- 最近 1 年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの
- 印刷写真の場合は、大きさは縦 4cm×横 3cm とし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること
- デジタル写真の場合は、解像度は 600×450 pixel 以上とする

受付印

## 電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習 受講票(修了証)

証明写真貼付欄	【証明写真について】	(ふりがな) 氏名	( )
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最近1年以内の上半身脱帽（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く）のもの</li> <li>○ 印刷写真の場合は、大きさは縦4cm×横3cmとし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること</li> <li>○ デジタル写真の場合は、解像度は600×450 pixel以上とする</li> </ul>	生年月日 (和暦)	昭和・平成 年 月 日
		整備士の 種類と番号	

以降は、記載しないこと

受講番号	第 520207 号		
学科実施日	試問実施日	再試問実施日	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 回	第 回	第 回	第 回

再試問あり再試問なし

学科修了欄	実習修了欄

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に規定する講習（電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習）を修了したことを証します。

静岡運輸支局長

修了欄